

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

#### ○地域ケアプラザ周辺地域の状況

十日市場地域ケアプラザの担当地域は、新治西部・十日市場団地の2連合自治会があります。新治西部地区には、新治町・十日市場町・後谷の3単位自治会があり、その特徴は里山が残り自然豊かな新治町、JR十日市場駅を中心としつつも恩田川沿いに田畑の残る十日市場町、昭和40年代に開発された一戸建ての住宅地の後谷、とそれぞれ異なります。

一方、十日市場団地地区は、昭和30年代に市営住宅が建設され、昭和40年代にJR横浜線十日市場駅が完成、周辺が都市化する中、平成3年より老朽化する市営住宅の建て替えが始まり、十日市場ヒルタウンとして高層化・UR住宅・一部分譲化（持続可能な住宅地モデルプロジェクト）により新たな住民の転入が生じています。

#### ○指定管理者としての取り組み

高齢化が進む団地地区、特に市営住宅においては、単身世帯・老々介護世帯、障害児者と高齢の親世帯等、地域社会からの孤立が心配される入居者が急速に増えています。加えて十日市場駅周辺に点在する集合住宅（マンション・アパート等）の居住者は自治会加入率も低く、現役就労世帯では近隣住民との関りが少ない現状があります。

地域包括ケアを進めるには、地域の課題把握と情報の共有が欠かせません。地域ケアプラザとしては地域の行事や住民の自主的な活動に協働させていただき、住民同士のネットワーク構築への支援と地域の方々と顔の見える関係を作ります。長く暮らしている地域住民と新しく転入してきた住民とが共生でき、子育て世代と高齢者が助け合い、安心して暮らしやすい地域を目標に連絡・連携体制を強化したいと考えます。

地域ケアプラザの「場」を利用し平成30年度から継続している「こどもの居場所づくり」を通して住民の自主的な活動を支援するとともに、高齢者の孤立、認知症予防のために気軽に立ち寄れる健康体操・サロン、また子育て世代同士が相談しあえる場を提供し、来館したくなるような事業を継続・企画することで、参加者の仲間づくりにも寄与したいと考えます。

要介護状態や生活困窮に陥っても相談に至らないケースも増加傾向にあり、民生委員の連絡を受け支援に動き始めても状態が改善しない困難事例も発生しています。平成28年度からテーマにしている「一人ぼっちにさせないために」を合言葉に、自ら声を上げることができない住民へ「住民主体の見守りネットワーク」構築し、総合相談の間口と奥行きを広げます。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために必要と考える関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### ○新治西部地区の特色

新治町は横浜でも貴重な自然を配した地域で、大家族がまだ残り家族間のケアがまだ存在しています。その一方で賃貸住宅（アパート等）も多く、単身・低所得の高齢者が点在、孤立が懸念される住民も増えています。

十日市場町は、十日市場駅周辺の都市化された地域と田畑の残る農村地域に分けられます。利便性から流入した新住民は地域社会とのかかわりが薄く、地域行事・防犯防災活動への参加や子育て支援などで新たな課題が浮上してきています。

後谷地域は開発から 50 年が経過し同世代が一斉に高齢化を迎えていることから、ご近所のつながりや老人会活動が盛んで、地域での見守り体制は既存の関係の中で存在しています。しかし認知症や機能低下などで地域との関係が少なくなると、徐々に孤立していきます。

### ○十日市場団地地区の特色

建替えにより老朽化は解決しましたが、市営住宅を中心とする団地地域は、他地域より流入する高齢単身世帯・障害児者と家族世帯等で構成されているため、地域とのつながりを新たに構築し続けなくてはならない課題があります。

また「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」20・21・22 街区のクレール・ドレッセのエリア住民との融合性や、自治会の無い UR 住宅の相互扶助の脆弱性は、高齢化が進む中、地区全体のつながりが希薄になってしまうという課題があります。

### ○課題解決に向けた活動と連携

孤立が懸念される高齢者世帯へは、地域活動の中心を担っている自治会・地区社協の方々と連携し、長く続く地域の行事（盆踊り、秋祭り等）や防災訓練・食事会などに参加できるように働きかけるとともに、地域計画推進委員会等の場において情報の共有を図り、様々な取り組みの情報を発信していきます。また子育て世帯へも、参加しやすい行事（夏祭り・運動会・お神輿など）や事業の予定を「ケアプラザ新聞」「地域情報サイト」等で発信するとともに、職員も協働参加し顔の見える関係を強化、出張相談の機会を増やししながら、相談しやすい環境を整えます。

他地域からの新しい住民との関係づくりには、連合自治会・民生児童委員の方々と連携を図り、双方が行き来でき、子供たちが参加しやすい催し（バザー・クリスマス・ハロウィン・スタンプラリー等）を通して、長く続く地域の住民と交流できる「場」を提供し、利用する方が魅力を覚える企画を提案していきます。

十日市場地域ケアプラザは、支援が必要な人・活動する人が、「年齢問わず集える施設」を目標とし、職員の行動指針とします。

### (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

#### ○関係団体との連携について

二つの連合地域で行われる地区別計画推進委員会では、地域の現状と課題を確認するとともに、住民自身での取り組みを話し合い、住民同士のつながりを創っていく活動が報告されています。高齢者の孤立予防を目的に、気軽に集まれるサロン・食事会。子供たちが参加しやすい祭りやイベント等。地域ケアプラザはこれら住民の主体的な活動に協働・参加させていただき、行政・区社協とともに地域福祉保健計画の推進を通して、地域の方々との連絡・連携体制を強化して行きたいと考えています。

各地域での状況と個別の課題については、地区支援チーム会議に職員が定期的に参加することで、行政・区社協のメンバーと情報共有をし、課題解決への方向性やアプローチすべき地域活動団体の状況を、連携して確認することとしています。

「こどもの居場所づくり」においては連合自治会・地区民生児童委員・小中学校及び PTA・子育て支援拠点・ボランティア団体と連携し、二地区共通の課題に取り組んでいます。

### (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、地域ケアプラザの指定管理者として必要と考える取組を具体的に記載してください。

#### ○合築施設との連携について

複合館として・緑図書館・老人福祉施設(緑ほのぼの荘)の2施設とは、JR十日市場駅周辺公共施設と連携して、共催の事業(ハロウィン・スタンプラリー・クリスマス会・クラフトづくりフェスタなど)を展開し、地域住民(子供たち)が参加しやすく、親しみやすい施設であることを周知、多世代の方が利用できることをアピールしています。

複合館の利用者(老人福祉センターを利用中)が体調を崩し倒れた時など、ケアプラザの職員(包括：看護師等)が緊急の対応を行うことが可能です。年間数件の事例があり、施設の垣根を越えてケアプラザの看護師が、市民の安心を守ることができます。

また防災・防火訓練を三館合同で年2回実施、来館者も参加する避難訓練を実施しています。施設管理においても、定期的に三館代表者会議を行いながら、築25年を迎え老朽化した設備機器を中心に計画的な修繕を実施、利用者へのサービス低下がないよう努めています。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

#### <神奈川県匡済会事業運営の『基本理念』>

「あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として文化的生活を営めるようその自立に向けた支援に努める」

大正10年、労働者宿泊所として建設した『横浜社会館』の開所式で、左右田喜一郎初代館長の挨拶で会館運営の方針として述べられた思想が、本会の事業運営に引き継がれて現在の『基本理念』となっている。

#### <基本方針>

- ☆ 利用者の立場に立った最高の福祉サービスを提供することによって、利用者のたくさんの笑顔があふれる匡済会を創り上げる。そして「この笑顔」こそを、私たち匡済会メンバーの喜びとする。
- ☆ 「誠実で、公正な行動」を信念とする匡済会であり続け、「利用者・社会の信頼」を宝とする。
- ☆ 健全経営に徹し、利用者・ご家族・匡済会メンバーに対し、継続的な経営という責任を果たす。
- ☆ メンバーの一人ひとりが、<職制・業務>の枠を越えて、「経営の目的」と「自分の目標」を実現していこうとする「思いと行動」にあふれる匡済会を創る。
- ☆ メンバーが互いに、その人間性を尊重する事によって、活き活きと働く事ができる匡済会を創る。

#### <業務実績等>

神奈川県匡済会は大正7年、第一次大戦後の経済格差社会の中で、横浜財界人の寄付により、市民の貧困救済を目的として設立以来、その時々々の社会的課題の解決に向けた社会福祉事業と社会的弱者の生活支援業務を展開してきた。

#### 1. 大正期 (第一次大戦後復旧事業、関東大震災震災復旧事業実施と社会的弱者生活支援業務)

- ① 大正7年、第一次大戦後の格差社会の中で生活に困窮する人達への生活支援対策として「公設市場」「市営住宅」の建設事業。大正10年、戦後恐慌の中で横浜開港を支えた自由労働者への住居の提供、自立支援を目的とした「横浜社会館」の建設運営事業と低所得労働者への自立支援業務を実施。
- ② 大正12年の関東大震災においては、横浜社会館での被災者の臨時震災救護事業、震災後の失業者、野宿者の短期保護施設の運営等、震災復旧事業と社会的弱者救済業務を実施。

#### 2. 昭和期 (第二次大戦の戦災復旧事業、高度成長期関連事業の実施と社会的弱者生活支援業務)

- ① 第2次大戦後の混乱期⇒横浜駅前等の天幕村設営や、社会館での浮浪児童の一時保護事業の他、『金沢郷』の開設運営による海外引揚者保護事業等、戦災復旧事業と社会的弱者生活支援業務の実施。
- ② 社会福祉関係法施行後の実績は、昭和38年、核家族化社会での高齢者生活支援を目的に老人福祉法による養護老人ホーム「白寿荘」を開所、また、昭和40年、高度成長期に横浜の街づくりを支えた港湾労働等日雇い労働者の生活を支援する勤労者宿泊施設「南浩生館」の事業運営や、昭和43年、「寿福祉センター」を開所し、寿町に於ける隣保事業・保育所事業を実施するなど児童福祉、老人福祉、生活保護関連事業、社会的弱者生活支援業務を実施した。

### 3. 平成期 (社会福祉法に基づく社会福祉事業実施と、ホームレス自立支援業務)

- ① 平成 15 年、社会的弱者の自立支援事業の実績から、横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」の運営を受託、平成 18 年には救護施設 横浜市「浦舟園」を受託。また、昨今の児童虐待問題等、子育て支援の必要性に鑑み、平成 23 年、横浜市より大倉山保育園が民間移管され本会の保育園として運営。平成 28 年には第 2 館目となる養護老人ホーム野庭風の丘の運営を開始し、各種の社会福祉事業を 11 事業所で実施している。

### 4. 平成 30 年度の状況 (重要業務の執行状況)

- ① 将来の経営安定の基礎となる、優秀な人材があふれる匡済会をつくる
- ・ いびつな年齢構成是正と活力ある組織形成のため新卒採用活動を強化。8 名目標に対して 5 名に留まったが、重点課題として継続して取り組む。
  - ・ 人材育成プロジェクトを中心に匡済会人材育成プログラムを策定、実行し新卒者の定着とキャリアアップを図っている。
  - ・ 離職者低減のため職員が生き活きと働ける職場環境づくりを基本方針とした。理念の浸透、コミュニケーションアップ・情報共有推進・職場ルールの作成等諸施策とともに、賞与の一部繰り入れによる新卒者初任給アップを実施した。
- ② 寿福祉センター保育所の新園舎建築
- ・ 仮園舎の確保、解体時の想定外の作業を克服し無事 3 月 23 日に竣工となった。環境に配慮した床材と体に優しい PS 冷暖房装置の導入等陽射しがたっぷり注ぐホールを確保し、「よこはま E C O 保育所」に認定された。
- ④ 地域から求められる自主的な社会貢献事業の推進
- ・ 養護老人ホーム野庭風の丘での「子ども食堂(月 1 回)」の実施、はまかぜでは孤立しがちな高齢者を支援する「寿でい ふれあいの広場(週 4 回)」を定着化。浦舟園では「生活困窮者就労訓練事業」を展開し地域の皆さまとのつながり、関係強化に取り組んだ。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

平成 30 年度は、高齢者福祉事業を始め、指定管理事業、児童福祉事業、生活保護事業、生活困窮者自立支援事業と多岐にわたる事業を自主、受託併せて 11 施設で行ってきた。平成 30 年介護報酬改定、福祉業界全般にわたる人材難、さらには人件費高騰で激しい環境変化のもと、十日市場・踊場両ケアプラザの通所事業では営業・広報活動を進めて利用者増は図れているが収益減となり、十日市場全体で単年度赤字化。特養白寿荘の本入所事業は継続赤字であるが令和元年度はショートステイ 8 床の本入所転換により稼働率改善、さらなるサービス水準向上を目指した人員確保も進み黒字化予定である。

### <予算の執行>

平成 30 年度社会福祉事業の資金収支の状況は、事業活動収入は 2,488 百万円、事業活動支出は 2,419 百万円、事業活動収支差額は 69 百万円。

#### <法人税等の滞納>

収益事業に対する法人税、地域交流事業に対する消費税等を適正に納付し滞納はない。また、法人本部、各施設の会計全般については、会計事務所の指導・検査により厳正に行っている。

#### <財政状況の健全性>

平成 30 年度も本部事務局内『内部監査室』による内部監査を実施した。全事業所を対象に経理・会計に関する監査を実施し健全性の確保を図っており、毎年経営状況をホームページ上で公表し、透明性に努めている。法人本部、各施設の会計全般については、会計事務所の指導・検査により厳正に行っている。

本部は、横浜社会館跡地の土地貸与収入による収益基盤をもち、本部活動への各事業からの費用支出はない。

#### <安定した経営ができる基盤>

本会は、『横浜社会館』跡地の土地貸与収入があり、①職員の人材育成・資格取得支援、②防災担当専門職員による事故防止・災害対策、③外部食品衛生専門機関による食品衛生管理等、利用者のサービス向上に投資が図れる等、安定した事業の確保を可能とする収益基盤を有している。

更に、職員への給与・福利厚生面にも配慮しており、本会職員の離職率は 4.5%で全産業平均 14.6%、介護職平均 15.4%に比較しても低い状況にあり、安定した利用者サービスの提供ができています。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

#### ○地域ケアプラザの職員確保と配置について

- ・所長／十日市場地域ケアプラザに平成 21 年に配属、平成 29 年から所長を務めるケアプラザ経験 11 年目の職員が所長職を行う予定です。
- ・地域活動コーディネーター／地域活動交流担当は平成 21 年から 11 年の経験ある職員を配置、地域の民生児童委員・地区社協・自治会役員との信頼関係が築ける職員です。またサブコーディネーターは経験豊かな非常勤 6 名を配置する予定です。
- ・地域包括支援センター／ケアプラザ経験 25 年目の主任ケアマネをリーダーに、ケアプラザ経験 10 年目の社会福祉士・9 年目の保健師等職、担当地域の方々と継続的なかわりを進められる経験豊富な職員、予防プランナーは非常勤職員 2 名を配置する予定です。

- ・生活支援コーディネーター／持続した事業を見据え新卒者を採用、将来施設の中核を担える職員を配置の予定です。
- ・居宅介護支援事業所／ケアマネジャー経験 12 年以上の 3 名は常勤職員で、主任ケアマネの有資格者。特定事業所として多様化する利用者の課題に対応できる職員を配置します。
- ・通所介護事業所／デイサービスは介護職員の処遇改善を進め、非常勤からキャリアアップできる仕組みを作り職員の育成・確保に努めます。生活相談員は常勤職員とし介護福祉士又は社会福祉士資格を必須とし、ケアマネ取得も奨励し質の高い職員を配置します。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

### ○職員の人材育成について

法人内に人材育成体系があり、初級職から経営責任職まで階層別研修の年間予定が定められています。常勤職員は個人別育成計画書を毎年、所属リーダー・施設長へ提出、個別面接の中で目標を確認、必要な研修を受講しています。また地域包括支援センター及び地域活動交流・生活支援コーディネーター職員には必須の研修以外にも、業務に必要な外部研修へ、事業所負担で参加できる仕組みがあります。

ケアプラザ内においては、研修委員会を設置し各事業からメンバーを選出、研修を企画。年 2 回の内部研修を実施しています。全職員対象の「人権研修」「個人情報保護研修」のほか、「接遇マナー」「認知症」「障害者への理解」など年間のテーマを定め実施し、利用者の人権を尊重し支援のできる、職員育成に努めています。

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

### ○施設及び設備の安全確保・維持保全について

施設維持保全・管理は、施設利用者が安全・安心して利用いただくために行うものであり、法人指導により年一回、職員全体により危険箇所点検を実施し、指摘箇所の改善に努めます。

施設設備管理は専門業者へ委託し、月次点検・日常点検及び定期清掃・日常清掃を行い、チェック表に基づいた月次報告書の提出を通し、老朽化した設備の維持管理を行います。なお総合保守管理の委託業者は 2 年に一度、指名競争入札を行い選定しています。

### ○小破修繕の取り組みについて

小破修繕については、利用者への危険度・利便性(サービス)をもとに必要度を複合館の代表者会(緑図書館・老人福祉センター・地域ケアプラザ)において協議、優先順位を定め実施します。また実施には近隣業者への依頼を進め、迅速な対応が可能な体制を整えます。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。※急病時の対応など。

### ○事件事故の防止体制について

来館者の多い複合施設なので、職員が日常的に挨拶・声掛けをすることで、親しみのある関係を築き、事件事故・犯罪を未然に防ぐための環境づくりに役立っています。また業務終了時には当番職員が、施設内・施設周囲の巡回点検を実施「施設自主点検表」にチェックの上、毎日報告、翌日職員へつなげる体制を整えています。

利用者の直接介護を行う通所介護事業では、多職種(看護師・介護員・相談員)メンバーによる事故防止委員会を設置、毎月上がる「ヒヤリハット報告書」を確認・分析をし、繰り返さないための対策を協議しています。各種会議において報告することで情報を共有、事故防止に努めています。

### ○緊急時の対応について

事故が発生した際は、利用者の安全を最優先し、関係機関等と連携し対応、家族へ速やかに状況を報告します。また緊急の事態に必要な報告・連絡先、状況の把握を迅速に行われるよう「緊急時対応手順」「緊急連絡網」「各種事故報告マニュアル」を一つのファイルに集約し、責任者不在の際も的確に対応できる体制を整えます。

## (3) 災害に対する取組について

### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に避難所を運営することを想定した事前準備(職員の参集方法や日ごろの訓練等)や発災時の避難所運営について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。



### ○福祉避難所の運営について

「福祉避難所／開設・運営マニュアル」を整備し直し、職員の緊急連絡先・参集方法を把握、6割の職員が一時間以内に参集できること確認しています。各種会議の場において、「福祉避難所」施設としての役割と各職員の担当、連絡・報告方法及び、備蓄されている防災備品の取り扱いを確認しています。また支給される防災用備蓄品には含まれない、職員用の防災備品を施設独自に準備、専用スペースを整備し、受け入れる職員体制を整えます。

### イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるために、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

### ○災害に備えるための取り組みについて

法人・防災担当顧問の指導の下、大規模災害に備え2019年「事業継続計画・BCP」を策定しました。既に策定されている「震災対策計画」と合わせ、日ごろの訓練等通して、地域住民へのサービスが速やかに再開できるよう、地域の福祉保健活動を担っている団体・ボランティア団体と連携し、取り組みます。

また「災害時用発信優先電話」活用し、法人全施設が参加する「情報受伝達訓練」を2018年から毎年実施、被害状況・職員、物資の状況を共有し、災害時の支援体制強化を図っています。

施設として年2回（職員対象訓練＋利用者を含む避難訓練）、複合館合同で災害に備えた訓練を行うほか、JR十日市場駅周辺の公共施設（6施設）で災害時に協力体制がとれるよう「各施設の役割」「備蓄物資の状況」「情報伝達の方法」「災害食の確保」などの勉強会を重ねていきます。

### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して公正・中立な対応を図るために、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を記載してください。

### ○公正・中立の確保について

地域包括支援センターは、担当地域における総合相談窓口としての役割があります。公正中立な対応とは介護サービスを利用しようとしている方へ、その利用者の状態に適した複数の事業所を提案、それぞれの特色を説明し、利用者の意思で選択できるよう支援することが重要と考えます。また地域包括職員は、地域の介護保険事業所が利用者へ公正中立で、利用者・家族の意向に沿ったプラン作成を行うよう指導していきます。

地域ケアプラザの居宅介護支援事業者は、介護サービス事業所へのサービス依頼に際して、複数の中から利用者自身が選択できる提案を行う必要があります。公正中立な対応をしていく中で、各介護保険事業者は利用者から選ばれるサービス内容の提供に、努めていくことも重要と考えています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

**○利用者のニーズのについて**

地域交流事業の貸し館では、各部屋にアンケート用紙を用意し、職員の対応や部屋の利用についての意見・要望を書いていただくようにします。また、利用者からの要望改善事項については、速やかに改善を行います。

施設全体の事業内容について、4つの事業ごとに年一回「利用者アンケート」調査を実施し要望を把握、いただいた意見の解決できるところは早期に改善に努め、検討し対策を館内に提示します。

**○要望・苦情への対応について**

苦情は利用者からのご意見であり、施設運営に対する改善すべき指摘であることから誠意をもってその解決に向けて対応を行うとともに、同様の間違えが生じないよう体制を整え改善に取り組みます。苦情について現場対応で解決できない場合などは、本部と連携、区役所にアドバイスをいただきながら対応します。

苦情申し立ての第三者委員が法人として定められており、直接事業所に話しにくい事柄などは第三者委員に申し出ていただく仕組みがあります。苦情内容を直接聞き取りをし、施設当事者へ伝えてその解決についての仲介役を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえ、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

**○個人情報保護について**

個人情報の保護については、毎年職員全員に「個人情報チェックリスト」で確認し、個人情報保護の具体的な取り組みを学び、情報保護の誓約書を緑区に提出します。

職場内のFAX送信は、あらかじめ機器に設定してある登録名簿を活用し、極力手入力を避け、誤送付防止に努めます。また封書による郵便物は、複数の職員によるダブルチェックを行います。個人情報(記録ファイルなど)は原則持ち出し禁止とします。

職場用携帯電話には、パスワードを設定し、紛失しても中の情報が取り出せない対策をとっています。

#### ○情報公開について

法人の運営状況の公開については、前年度決算情報・事業内容を法人のホームページに掲載し閲覧できるようにします。また利用者からの情報公開要望に対しては、情報公開条例に基づき適切な手続きで公開します。

#### ○人権尊重への取り組みについて

人権尊重への取り組みは、当法人の最も重視している取り組みで、法人本部コンプライアンス委員会指導の下、施設内の研修委員が研修内容を決めて全員参加の人権研修を実施します。

#### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

#### ○環境への配慮について

ごみを資源の一部と考え、プラ資源・紙資源(古紙)との分別を徹底しています。また事務用品の再利用を促すため、ファイル・クリップなど使用済みの保管場所を定め事業所全体で活用することで重複購入を防ぎます。

節電対策の一環として、照明器具のLED化を進めました。平成27年から2年にまたがりケアプラザの使用部分の多目的ルーム・ボランティア・ケアルーム・共用廊下・ダイニング・事務所・地下駐車場の照明器具を事業所負担にてLEDへ交換しました。

#### ○市内中小企業優先発注について

小破修繕などの修理改修工事は、地元業者への優先発注を勧め、工事の仲介業者を通さず直接工務店などに依頼を行い、短期間で改善できる方法で実施していきます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築についてどのように取り組むか、その考え方を記載してください。

##### ○地域福祉保健のネットワーク構築について

地域ケアプラザが関わる地域団体は、自治会など大きな団体から、子育てサークルなどの小さなグループまで様々な団体が活動し、地域のために多様な取り組みを行っています。しかしその活動が多く住民に知らされる機会は少なく、活動を知っているのは一部の住民に限られているのが現状です。地域活動を支える新たな人材の育成も課題となっている中、地域ケアプラザは関係団体をつなぐネットワークの中心的役割があると考えます。

連合自治会や民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会などの活動団体や高齢者施設・障害者施設・保育園・学校などの関連機関と連携を図り、地域で行われる行事やイベントへ職員が積極的に参加し、信頼関係を深めていきます。また、地域ケアプラザ新聞等にて、地域で行われている様々な活動を紹介・開催予定や申し込み方法、など具体的な情報を発信します。さらに地域情報サイト「つながり隊」を運営、登録団体の充実を図ることで、団体同士の横のつながり構築に役立てたいと考えます。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供をどのように進めていくか、提供の機会や手法等の考え方を含めて記載してください。

##### ○高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供について

高齢者については、地域包括支援センターが中心となって情報提供を行っていきます。相談窓口の周知をするとともに、各分野の情報を相談者へ適切に提供します。

子ども・障害者等については、地域活動交流コーディネーターが行政や関係機関・活動団体・施設(子育て支援施設など)と連携を図り、相談者に適切な機関やグループの紹介を行います。

各地域の情報やイベント・講演会・自主活動グループの活動は、正面玄関ロビーとケアプラザ受付周辺に専用ラックを設置し、分野別のチラシ・新聞・活動情報を来館者が気軽に手に取れるよう工夫します。

#### ウ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

##### ○地域福祉保健計画の推進について

区制運営として進められている地域福祉保健計画は、住民の家族・親族間の助け合い機能が、核家族化・単身世帯の進行で弱体化した結果、孤立した生活を送る世帯が増え「孤独死」「虐待」等の問題として生じてきた課題を地縁、近隣による助け合い機能を復活して解決していこうとする取り組みです。従来ある行政の仕組みとは異なり、住民自身の話し合いから生まれた活動を通して、課題解決を支援しようとする新しい取り組みです。

地域ケアプラザはこの住民主体の活動を支援していく行政と住民の間にあり、身近な場所で支援を行う拠点（場）としての役割と、中間に位置し行政と連携する役割があります。特に連合自治会単位で作成される地区別計画と自主的な活動への支援には区役所職員と協働して取り組みます。

また「高齢者虐待の発見・防止」「孤立防止の見守り」などは地域情報の共有と区役所職員との連携が不可欠です。地域住民と連携を深め、連絡体制を構築するとともに、支援活動への関わりを通して、住民自身の見守りへの意識を高めていきたいと考えます。

#### エ 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その期待される効果も含め具体的に記載してください。

##### ○施設の利用促進について

地域ケアプラザ条例にある主要目的活動を中心に、空きがある場合は地域で活動する様々な団体に積極的に部屋を貸し出します。利用希望日が複数団体で重なる場合は、地域の福祉保健活動の活性化に効率が良く、各団体が公正になるように地域活動交流コーディネーター・サブコーディネーターが積極的に利用調整を行います。

当施設は、緑図書館・老人福祉センターとの複合館になっているため、様々な年齢層の方が来館される地域の大切な集いの場となっています。この特色を生かして、高齢者に限らず子育て関係・障害者関係・ボランティア関係等の団体へ施設貸し出しを促進し、多くの世代の方々にケアプラザを利用していただけるようにします。

またホームページや広報誌などを活用し、地域で行われている活動を紹介するなど、地域住民が興味を持つような情報発信をしていきます。

### ○利用者のための有益な情報提供について

地域回覧をしていただいている地域ケアプラザ新聞に、利用者に必要とされる福祉保健情報や、地域で行われている様々な活動情報を紹介、掲載します。

また地域団体の活動情報を集約した地域情報サイト「つながり隊」を運営し、地域の団体情報・活動予定・イベント開催など、利用者が今知りたい、有益な情報を発信します。

### オ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすために必要な各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

#### ○各事業担当間との連携について

地域ケアプラザ内の4事業と老人福祉センターとは、毎月1回（事業責任者）代表者会議を開催し、それぞれの事業計画・報告と共有すべき課題・協力要請など情報交換を行います。さらに地域包括支援センターと地域活動交流事業・生活支援コーディネーターは「地域支援検討会議」を月2回（第1、3火曜日）行い、包括専門職職員と二職のコーディネーター間で地域の情報を共有します。

複合館の緑図書館・老人福祉センターとの連携が必要な「防火防災訓練」「施設全体のイベント」「施設共用部分の修繕」等について三館合同会議を実施し、実施計画・開催予定・修繕計画などを協議し、連携を図ります。

#### ○関連施設との連携について

十日市場駅周辺の地区センター、子育て支援施設等とは、共催イベントや行事など協働する機会<隔月実施の十日市場施設間連携会議>を創り、地域での役割を確認しながら、災害時の連携・情報共有の仕組みづくりに必要な協議を重ねています。

### カ 行政（区）との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区との連携について具体的な取組方を記載してください。

#### ○区行政との協働について

地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」は「誰もが身近な地域で安心して暮らしていける緑区」を基本理念としています。地縁・住民の助け合い機能の弱体化、見守りの届かない世帯の孤立等から生じる、地域課題が年々増加しています。地域住民が、住み慣れた地域で暮らし続けるには、地域の中から主体的な活動が生まれ、課題に取り組むグループやネットワークが必要です。

地域ケアプラザはこの活動に必要な場と情報を提供し、地域住民と区役所職員との中間に位置することで連携を図り、または協働し住民主体の活動の支援に努めます。

高齢者・障害者の孤立、虐待防止には、行政と地域情報の共有・連携が欠かせません。住民主体の活動に職員が参加することで寄せられる見守り情報は課題の早期発見につながります。また毎月定例開催の行政、地区担当職員とのカンファレンスにて日ごろから支援が必要な方の情報に努め、対応困難なケース等に関しては協力して対応します。さらに施設内：包括3職種／二職のコーディネーター「地域支援検討会議」にて協議、支援方針を確認しています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組方を記載してください。

○団体が活動する場の提供について

高齢者・子育て・障害者・地域団体等のボランティア活動の拠点として活用していただくため、空き室情報を月別「施設利用状況表」使用。一目でわかるように整理し、受付及び電話での予約・変更・キャンセル等に対応できる体制を整えます。

地域へ回覧していただいている地域ケアプラザ新聞や、ホームページ、掲示板を活用して、福祉保健活動団体に活用できる施設情報や利用方法を随時掲載し利用促進を図ります。

○利用促進への具体的取組について

毎年1回「利用団体交流会」を行い、各団体へ福祉保健活動団体としての意識付けを行うとともに、地域ケアプラザに対する要望・課題を伺う機会としています。また常時設置している「利用者アンケート」から利用団体からの要望・意見を聴く機会を創り、利用しやすい施設になるよう努めています。

「施設利用案内」は分かり易い内容で、気軽にとることができるよう受付に置き、施設のホームページにも掲載します。

イ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

○情報収集及び情報提供について

地域自治会をはじめとする会合に出席し、コミュニケーションを図る中で、地域の状況、団体・個人等の情報を社会資源の一つと捉え、把握に努めます。収集した情報は事業所内で共有し、事業を推進する際に活躍できる人材・リーダーとなる人材を見つけ、協働できる関係を築きます。

また収集した情報を地域ケアプラザ広報誌などに写真として掲載、住民に分かりやすく地域の様々な活動を周知し、参加していただくきっかけを作ります。

地域の福祉保健活動団体、自治会等大きな団体から、小さな開かれたサークルに至るまで、その活動内容・行事案内・ボランティア募集などを掲載できるネット上のサイト「つながり隊」を運営し、最新情報を検索できるよう充実を図ります。

#### ウ 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

##### ○高齢者分野

高齢者の分野では、併設の老人福祉センターにおいて自主的に活動される高齢者を対象に事業を実施しており、介護保険事業（通所介護事業）において要介護状態の高齢者を対象に事業を行っています。よって地域交流事業としては、その中間で要介護状態ではないが、自主的に活動できるほど元気ではなく、自宅に閉じこもりがちな高齢者・機能低下が心配される方を対象にしています。気軽に立ち寄れるサロン形式で集える場の提供を、ボランティアの方と協力して実施・継続していきます。 <ごきげんくらぶ、など>

##### ○子ども分野

子ども分野では、子育て世帯の孤立や放課後の居場所が課題として増える中、子育て支援事業・子どもの居場所づくりなどを、ボランティアの方と協働で実施・継続するとともに、新たな居場所を開発していきます。 <よちよち園・こども村など>

##### ○障害者分野

障害者分野では、地域での理解がまだ届かない面があり、障害者理解へ向けた啓発事業や、分野の枠に捉われない「誰もが一緒に活動できる」事業の企画を提案していきます。

<当事者の方を交えた講演会・誰もが集まれる居場所づくり、など>

##### ○自主活動化について

地域ケアプラザの運営する自主事業は、地域の福祉保健計画を推進する活動の一つととらえ、地域状況を考慮し、関係団体と連携を取りながら事業を開発運営していきます。また企画をすべて地域ケアプラザの自主事業とするのではなく、地域主体でその中心となるボランティアの育成を進めることで、事業の自主活動化を常に意識し取り組みます。

また高齢・子ども・障害などの枠に捉われることなく、年齢・世代を問わず、集える一つの「いばしょ」が、地域課題の解決につながるよう支援します。 <自主活動化／こども村>



#### エ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

##### ○ボランティア登録・育成及びコーディネートについて

ボランティアの育成は、参加したい場の提供が最も重要なポイントとなります。地域活動交流事業の自主事業は地域の高齢者・障害者・子育て支援を行うことが第一の目的ですが、その事業に参加するボランティアへ、活動の場を提供することが第二の目的といえます。ボランティア相談の際には、希望に応じた受け入れ先を見つけ・紹介できるよう、地域施設と連携し、ボランティア募集情報などを常に収集できるようにしていきます。また事業を開催する中で、参加者の中から新たな担い手を発掘し、ボランティア活動へつなぐ働きかけをしていきます。

ボランティア間の相互交流や情報交換・ネットワーク化を図れるように、ボランティアの意見を取り入れながら研修会・交流会を行い、活動の継続・意欲の向上につなげていきます。

また「認知症キャラバンメイト」「食生活等生活改善推進員」「消費生活推進員」など、地域ボランティアと協働で事業取り組みを積極的に行い、地域の活性化に努めます。

#### (3) 生活支援体制整備事業

##### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

##### ○高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

地域活動・行事・会合等に参加し、地域住民との接点を作り活動内容や参加者の情報を収集します。その中から高齢者の生活上のニーズを探ります。また地位ケアプラザ内で実施されている事業や相談内容をもとにして地域情報を収集します。

地域の地理的及び歴史的な特徴や高齢者人口・高齢化率をもとに、地域に暮らす高齢者の動向を分析、その結果を地域課題分析シートとしてまとめます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的な取組を記載してください。

**○多様な主体によるサービスについて**

地域団体が行っている活動を一覧化し、地域活動サービスリストを作成します。地域に根付いて活動しているボランティア団体・NPO法人等の活動の場(サロン・お茶飲み会・食事会・趣味のグループなど)に参加・訪問するなどし、その構成メンバーや参加者の特色、開催日・日程、地理的な条件などをリスト(地区概要シート)として整理します。

地域課題解決の糸口となる、社会資源の一つとして情報提供できるよう地区全体の活動(インフォーマルサービスなど)の把握に努めます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組(協議体)について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場(協議体)を設置・運営する方法について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

**○目指すべき地域像の共有と協議体について**

認知症介護の家族の方が、気持ちを話すことでホッとできる「いばしょ」を作る、ことを目的として福祉クラブ生協と協力し、福祉カフェ(認知症カフェ)をH28年に立ち上げました。また団地地区で見守りや住民同士の助け合いを目的とした「ボランティアセンター」はH29年から始まっています。どちらも地域住民から寄せられた課題について、包括専門職職員・二職のコーディネーターとボランティア・世話焼きさんとが協議を重ね、活動団体の「場」に集まることで実現しました。

協議体は地域住民の困りごと・悩み事を住民同士で共有し、解決のために必要な「情報」「いばしょ」「担い手」などを関係機関・団体を交え話し合い、「助け合い機能」を実現する場所と考えています。具体的な取組に向けて、コーディネーター・包括職員が協力・支援することで地域課題に沿った様々なグループを創出していきたいと考えます。

## エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

### ○地域の活動への支援について

地域ごとにその地理的・歴史的(成り立ち)条件が違うため、表出してくる課題は様々です。各地域(単位自治会)の状況に適した活動・サービスが創出できるよう、関係機関及び地域活動団体との情報共有を深めます。

後谷地区では男性も積極参加できる体操教室ができないか、との希望があり「ボッチャ」を取り入れた運動に介護予防の「脳トレ」を組み合わせた「ボッチャの会」を立ち上げることができ、元気づくりステーションへ移行、継続のための支援に取り組んでいます。

新治地区の「里山会」は自らの健康維持・介護予防を目的とし盆踊りを継承、「元気づくりステーション」として活動を開始、更にボランティア活動へと幅を広げているグループです。介護予防も視野に入れての活動を広めるため、福祉施設や地域行事での活動のサポートを継続していきます。

十日市場地区で福祉クラブ生協、協力のもと立ち上げた福祉カフェ「るるる\*オアシス」へは周知目的・担い手不足解消のためイベント参加やボランティア参加したくなる魅力的なプログラム(紅茶を本格的に入れるなど)の考案など具体的なサポートで、発展・継続できるよう定期的なかかわりを心がけています。

各地域の活動での共通課題は「担い手不足」。このテーマに取り組むことは、地域に根付いている活動の継続・発展に大変重要です。既存の季節行事・イベント・自治会活動などに参加しない世帯の住民をどのように呼び込むかをテーマに「参加したくなるような行事」「魅力的な企画」を発信し続けていきます。参加者の中から人材を見つけ、担い手へ育成する足掛かりを作ることができると思います。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

##### ○総合相談支援業務について

三職種がそれぞれの専門性を活かし、相談時には守秘義務を厳守し、相談者の意思と人格を尊重して、的確なニーズ把握に努めます。また相談の継続性を持たせるため、相談ケースを個別ファイル化し、相談職全体で対応できる体制を整えます。

また窓口での相談対応だけでなく、ケアプラザまで来られない方への訪問や地域行事や集会などに参加することで地域特性を把握、身近な相談窓口となれるよう関係団体とも連携を図ります。具体的には各自治会の集まりや、民生委員児童委員協議会の定期会議(月1回)に参加し、報告内容から地域の現状を把握、支援の必要な人の情報を寄せられやすい関係を築きます。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

##### ○認知症支援事業について

認知症キャラバンメイト(認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える講師)と連携し、地域住民のほか地域活動団体・施設・企業・学校など幅広く「認知症サポーター養成講座」を実施していきます。認知症への正しい理解を広めることで、高齢者虐待や消費者詐欺被害を防止するとともに、認知症を地域で支える活動を支援します。

特に中学校3年生、全生徒対象の「認知症サポーター養成講座」は5年目を迎え、校長先生・教職員の理解もあり学校行事の一つとして定着しています、将来の担い手への働きかけを継続していきます。

H29年に福祉クラブ生協と協力して開設した福祉カフェ「るるる\*オアシス」(認知症カフェ)には継続的に関わり、本人だけでなくその家族の支援につながるよう取り組んでいきます。

認知症SOSネットワークに参加し、地域での見守り体制を構築していきます。また認知症の家族の介護負担軽減や気分転換を図る機会として「介護者の集い:たんぼぼ」を紹介するなど、相談者家族へも支援を行っていきます。

#### ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

##### ○権利擁護業務について

高齢者・子ども・近親者等の虐待の早期発見及び、認知症高齢者等の権利擁護を迅速に行うために、地域のサロンや福祉関係者の集まりに継続的・定期的に参加し普及啓発に努めます。また民生委員・保健活動推進委員など地域の見守りを推進する団体と情報共有を深め、早期発見・早期対応に努めていきます。またこれらのケースに対しては、区役所他関係機関との連携を密に対応していきます。

高齢者の孤立を防ぎ、権利擁護が図れるような環境をつくり、成年後見制度の説明や申し立て支援についての相談はその都度、時間をおかず迅速に対応し、必要時には行政・医療機関・施設や地域住民とも連携・協力し支援していきます。

#### エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

##### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

定期的にケアマネジャー連絡会を開催する中で、最新情報などの共有化を図り、地域の民生委員や医療関係者等と交流機会を設け、連携しやすい環境づくりに取り組みます。支援困難事例に対しては専門職でチームアプローチを行い、区役所とも連携しながら解決に向けて取り組みます。

ケアマネジャーからの相談には三職種で対応、相談内容により専門分野からの助言を行います。緊急時には包括全体で情報共有を行い、ケアマネジャー本人の精神面へのフォロー支援していきます。

緑区内の包括支援センターと区役所と協力し「新任ケアマネ研修」を実施。ケアマネジャーの質の向上や情報交換の場を設定し、ケアマネ支援に努めます。

##### ■在宅医療・介護連携推進事業

緑区内にある多職種協働による「在宅みどりネットワーク」に協力し、サービス事業所や医療関係機関と連携、地域内にある社会資源の有効活用につながるネットワークづくりに参加します。また医療機関にある地域連携室・地域の診療所等とは、「退院から在宅生活」移行への連携や、困難ケースの情報共有など地域での生活継続に向けて協力体制を築きます。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

### ○地域ケア会議について

地域ケア会議は地域の関係者(民生委員・自治会・老人会・ボランティア・医療関係・介護保険事業者等)が一同に集まり、事例検討会による個別ケースの対応を検討しながら、地域課題を抽出・共有できる大切な会議です。地域の特性に合わせたネットワーク構築のために各関係者と相互のつながりを築き、地域課題の解決に向け日常的な連携が図れる環境づくりに役立てます。また会議内において情報交換の機会を創ることで、顔の見える関係づくりに寄与し、スムーズな連絡体制を築くことができます。

特に新治西部地区・十日市場団地地区、共通の課題でもある「担い手不足」「居場所の必要性」は会議の中で提示され、継続的に協議されています。地域の枠を超え地域全体で考える大切な機会と捉えています。

## カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

### ○介護予防ケアマネジメントについて

地域では要支援者(介護予防ケアマネジメント対象者)の方が増えています。今後も増え続けることが予想されることから、包括三職種に加え専任の介護予防プランナーを2名配置し5名体制にて取り組みます。包括職員：主任ケアマネが中心となり、新任のプランナーを育成するとともに、定例会議(月1回)の場で事例検討の時間を作るなど、アセスメント力・対応力の強化に努めます。

「本人の自立を支援する」という一貫性・継続性を大切に、予防に資するケアマネジメントを行い、本人・家族の意向を踏まえながら公正中立を常に意識して取り組んでいきます。

業務委託をする場合は、本人の希望要望や状態を第一に考え、委託先は本人の選択のもとに決定します。委託を行う場合でも契約には面談を行い、継続して関われるように取り組みます。委託ケースの計画書を確認、担当者会議に参加することで目標の共有を図り、改善に向けて働きかけを行います。

また区域の他包括支援センターと協力して、「介護予防ケアマネジメント研修」を行うとともに、定期的に合同地区ケアマネ連絡会や個別の事業所訪問などを行い、ケアマネジメントへの助言や社会資源などの情報交換の場を作り、スキルアップのための研修機会を持つよう支援していきます。

#### キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

##### ○介護予防普及強化業務について

虚弱な高齢者・軽度認知症の方・障害のある高齢者など、公的な制度では通う場所が限られているのが現状です。その通える場・居場所には、地域で行われている体操教室や自主活動となった教室などが挙げられますが、予防に取り組める環境が整っていることも重要です。またボランティアの方の協力体制のもと「健康チェック」「脳トレゲーム」「介護予防体操」などのグループに働きかけ、その居場所づくりにも取り組んでいきます。

介護予防に関する普及啓発や地域活動等の介護予防は、介護予防教室（健康びちびち教室：運動・口腔ケア・栄養改善・認知症予防のプログラム）を地域の自治会会館などを借りて開催し、介護予防に取り組めるきっかけづくりをしていきます。また教室（講座）終了後も継続できるよう、修了者OB会の自主体操グループへのフォローアップ支援も行います。

地域で開催される「みどりの健康まつり」「区老連まつり」「バザーフェスタ」などに参加し、（暮らしぶり）チェックリストの実施や健康相談に乗ることで、予防対象者の把握に努め介護予防事業の情報提供をしていきます。

ケアプラザ内（月1回おげんきチェック）や地域の老人会での健康チェックに加えて、はまちゃん体操・ロコモ予防体操・介護予防講話などを行い普及啓発に努めます。

また定期的に行う認知症予防講座（月2回：元気のわ）では、スリーA（・明るく・頭を使い・あきらめない）をテーマに手指運動やボールゲームなどを楽しみながら予防に取り組み、活動に関わりながら、自主的な取り組みに向けてリーダー育成支援もしていきます。

#### ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

##### ○多職種協働によるネットワーク構築について

地域の民生委員・自治会・老人会・ボランティア・医療関係者・介護保険事業者等の参加協力で「地域ケア会議」を開催し、課題として見えてきた認知症の方、身近に頼れる人のいない方が、住み慣れた地域で安心して過ごせるための方法や、困ったときの相談窓口（地域包括支援センター）の周知方法を検討しながら、多職種が顔の見える関係となることで、協働して行けるネットワークづくりを進めます。

医療関係者や職種の異なる介護保険サービス事業者間との情報交換の機会を、各連絡会議や研修の場づくり、多職種の職員間でスムーズな連絡が取れる体制を作るとともに、地域の社会資源の情報も共有しながら、その有効活用につなげていきます。

#### (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、指定介護予防支援事業者との連携について必要と考える取組について記載してください。

##### ○居宅介護支援事業について

公の施設である居宅介護支援事業者として、多問題を抱える利用者に対しても、病院から早期退院される重症度者の在宅支援に対しても、的確に対応できる技量を持つ専門職として質的向上に努めていきます。また利用者の意思を尊重し、利用者自身が自己決定しサービスの選択ができるよう、ケアマネジメントを進めていける事業所として研修を重ねていきます。

今後、医療との連携強化が求められていく状況が増えていく中、医療と介護の一体的支援が確実に提供できるよう、医療の知識・技術の向上のための研修にも積極的に参加していきます。

現在「特定事業所」として3人の職員が主任ケアマネ資格を取得し、24時間の連絡体制を整え、介護保険外の要件にも柔軟な対応で支援できる、利用者が必要とされる事業者となり得るよう努力していきます。また定期的実施する事業所内のカンファレンスを通して、チーム力を高め、組織として利用者支援ができる体制を作ります。

介護支援専門員としての責務である公正中立の立場で、利用者本位で社会資源の選択をすすめる、利用者とかかわる時間を十分に確保し「すぐ対応」「すぐ行動」をモットーに利用者の「生活の質の向上」のために努力していきます。

##### ○介護予防支援事業者との連携について

地域包括支援センター(予防支援事業者)からの多問題ケースの依頼や、地域ケア会議への事例の協力などは積極的に受け、区役所をはじめ関係機関との連携を密に、地域課題解決に向けて事業所全体で協力していきます。



(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、地域ケアプラザの指定管理者として行うべきと考える取組を具体的に記載してください。

**○通所介護事業、運営方針について**

地域ケアプラザの通所介護サービス・横浜市通所相当サービスでは、在宅の利用者の要望に耳を傾け、日中の生活支援・外出支援の確保として、利用者家族のよりどころとなる通所介護事業を目指します。

地域福祉の拠点として地域包括支援センターと連携し、独居世帯・日中独居・認知症高齢者・老々介護世帯・引きこもり状態の方等の、外出機会確保のための支援に努めます。

公共施設にある通所事業として、利用者に必要な事業とは、日曜・祝祭日の利用や緊急な利用への柔軟な対応だけでなく、利用者家族の生活支援も考慮したプランに沿うようサービス提供することと考えています。また月単位利用料となっている（要介護度区分）要支援1.2の方にもケアプランに示された必要に応じ、積極的に受け入れを行います。

**○通所介護事業、プログラムについて**

「送迎」自宅玄関（必要な場合は室内介助誘導含む）から一人暮らしの方の戸締り支援を含め、安心して参加できるよう送迎をします。

「入浴」車いすの方・全介助の方から自立歩行の方まで、複数の介護員が事故なく入浴が行えるよう、看護師の指導の下、健康状態に注意し安全に実施します。

「昼食」調理員は2名体制で、毎日手作り、作り立てを提供します。常食から・刻み食・とろみ・ミキサー食まで利用者の健康状態に合わせ柔軟に対応します。季節行事に合わせた行事食も利用者の希望に沿う形で提供します。

「午後の時間」機能訓練・レクリエーション・趣味活動・運動器機能向上と利用者の希望に沿った過ごし方を取り入れています。また創作活動や交流会は地域ボランティアの方が定期的に様々なプログラムを準備し、楽しい時間を過ごします。

職員が利用者ひとり一人に対する個別性を尊重し、希望要望に沿ったサービスを実施できるよう外部研修にも積極的に参加することで、質の高い職員体制を整えていきます。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

利用者サービスのための経費への配分などを踏まえた、適切な収支計画とするための考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

#### ○収支計画・指定管理料について

地域ケアプラザの収支は、人件費等のマイナス要因を介護保険事業が補う形で実施されてきましたが、介護保険報酬の引き下げなどで介護保険事業自体の収支バランスが厳しい状態になっています。こうした現状を踏まえ4事業全体の業務内容を見直し、適正な人員配置を行い安定した運営の為の整備を実施します。

建物の維持管理・修繕費等は、利用者の安全で快適な利用のために指定管理料の中でも重要な部分を占めます。設備機器メンテナンス・定期・日常清掃等の専門業者は、指名競争入札にて適正に選択し委託するとともに、小破の修繕についても単に安価な業者を選択するのではなく、利用者の安全面を第一に考え選択をします。

公共料金(電気・ガス)の値上がりが近年続いており、夏場の異常な気温上昇等の影響もありエアコン使用のガス・電気の使用量が急増しています。良好な施設環境を維持しながら支出の削減に取り組みます。

ボランティア活動で行われる地域支援事業は、ミニデイ(ごきげんくらぶ)や体操教室(ぴちぴち健康教室)などボランティア講師への謝金・会館利用料(自治会館など)等などの経費が掛かります。利用者からは一定の費用負担(参加費 100~500 円)をお願いすることで、参加者自らの意識・参加率も高くなり事業の継続が保たれると考えます。

通所介護事業(介護保険事業)においては、利用者負担金(1割・2割・3割)があるため、ほぼ昼食代(700 円)のみの利用となります。行事やレクリエーションなどの参加費・材料代はいただきません。デイサービス職員がチームを作り、手作りで季節行事やゲームなどを企画することで利用者とともに楽しむサービスを提供しています。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

#### ○利用料金の支出の活用について

利用料金については、事業で行われる材料費・サロンでお出しするおやつ代として、少額の参加費を徴収しますが、不足分を指定管理料で支出します。参加費が支出を上回る設定はしません。

#### ○運営費の効率性について

様々な活動への参加費を少額でもいただく事で、利用者の参加意識を促進すると共に事業の継続性が上がり、運営費負担も低額に抑えられます。その分次の事業を行う予算として活用す

ることができ、効率化できます。また自治会が管理する建物(自治会館など)を借りることで、支払う使用料が自治会の収入となり、その収入が地域の活動のために生かされる効率性が発揮します。

## 7 前期の指定管理業務の実績(現在の指定管理者のみ記載してください。)

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

#### ○地域活動交流事業の実績について

地域活動交流コーディネーターは、10年間異動・交代なく業務を遂行することができ、地域の活動団体や住民との信頼関係の構築がすすみました。また地域の方が交流できる場(バザーフェスタ・ハロウィン・スタンプラリー・クリスマスコンサートなど)を関係団体と協働し開催することができ、中でもH30から取り組んだ「こどもの居場所づくり」では、中心的役割を担い「こども村」として自主活動化まで、地域の活動団体・学校・民生児童委員や行政各機関とも連携しながら取り組むことができました。

また地域住民からの要望の麻雀教室は「いきいき健康麻雀」は二つの自主活動グループが生まれ、人気の団体として定着しています。

H28年に立ち上げた地域情報発信サイト「つながり隊」は、地域限定で24団体の登録があり活動団体の予定・イベント情報がネット上から気軽に検索できる便利サイトとして定着しています。

#### ○地域包括支援センターの実績について

包括三専門職は、次の期間へ向けて計画的に2年の準備期間を経て職員配置を行いました。10年勤務した保健師等職の定年退職前に、通所介護/看護師を包括へ異動、育成期間を作り、R1年空白なしで配置し、安定した職員体制としています。

地域保健活動推進委員の協力を経て、地域に出向き介護予防事業を展開、ボランティアの活動を支援するとともに、介護予防に対する意識付けに努めました。また認知症キャラバンメイトの協力のもと地域団体・老人会・郵便局・金融機関・警察へ「認知症サポーター養成講座」を実施。認知症の方を地域で見守る、体制作りを支援しました。特に中学校3年生の全生徒向け「認知症サポーター養成講座」は校長先生はじめ教職員の理解を得て、卒業前の3月上旬に学校行事の一つとして定着しています。

H28年団地内の高齢者孤独死事例の報告を受けて、地域内では見守り体制の構築が急務であるとの機運が高まりました。地域で開催された会議の中から「一人ぼっちにさせないために」のスローガンが生まれ、連合役員、民生児童委員、地区社協などの方々、関係行政機関とも連携も強まりました。「チェックシート」作成・「連絡用マグネット」3000枚配布と連絡体制構築のためのツールを地域住民に配布・周知、孤立を防ぐ取り組みを継続・支援しています

### ○居宅介護支援事業の実績について

3人の介護支援専門員はケアプラザ勤務12～15年の経験のある常勤職員で、全員が主任ケアマネの資格を所得しています。さらに1名の準職員ケアマネを配置し、4人体制で様々な要望・多問題のある利用者に対応できる事業所となりました。

定期的なカンファレンスを行い情報共有し、困難な事例には併設のメリット活かし包括支援センターの助言を仰ぎ、公平中立の立場を守りながら問題解決にあたりました。

要介護認定調査については緑区との契約に基づき、年間80件前後の調査を委託し実施。特定事業所(加算Ⅲ)として、ケアマネ実習生の受け入れ、24時間連絡体制の継続、介護保険サービスだけでなくインフォーマルサービスを含む社会資源を積極的に活用したケアプランの作成に努めました。

### ○通所介護事業の実績について

生活相談員の3人は常勤職員で、介護福祉士のほか介護支援専門員の資格を所得、外部事業所ケアマネや利用者家族との会議、通所介護計画書作成・利用実績報告・介護保険請求業務等を兼務する、経験豊かな職員を配置しています。加えて非常勤介護員の中から2名の準職員を介護現場リーダー兼務の生活相談員として配置し、現場職員がステップアップできる人事体制を整えました。

介護員採用が、人材不足・最低賃金上昇などで大変困難な状況となっています。また通所利用対象者の要介護度の変化(中重度3.4.5が10%減少・軽度1.2+支援1.2が全体の80%)により、サービス内容の見直しを現在検討中です。社会環境変化に対応できる柔軟な職員体制を整えました。

年間の利用者延べ人数はH27年から5.35%伸びて9100人台(平均25.3人/日)を維持し、地域の福祉活動拠点にある「デイサービス」ボランティア活動(平均1.25人/日)のできる「デイサービス」地域の方からまた行きたくなる「デイサービス」として認めていただける存在になりました。

## (2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

- 職員配置：期間平成28年度から平成30年度まで → 包括3職種+2コーディネータ  
+所長に欠員はありませんでした。
- 計算方法：常勤職員合計配置日数/3年間(359×3)→ 1077/1077日=100% (≥97.25)

指定管理料提案書及び収支予算書  
(横浜市十日市場地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	11,800,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	900,000
事業費(税込)	利用者が直接利用したり、消費したりする経費	200,000
事務費(税込)	運営に必要な経費	1,100,000
管理費(税込)	・光熱水費 4,200,000 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 1,900,000	6,100,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△303,000
施設使用料相当額 ※2		△2,380,000
合 計		17,891,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

## (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■
事業費(税込)	利用者が直接利用したり、消費したりする経費	300,000
事務費(税込)	運営に必要な経費	315,000
合 計		■

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象人件費)	21,000,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	2,050,000
事業費(税込)	利用者が直接利用したり、消費したりする経費	150,000
事務費(税込)	運営に必要な経費	95,000
管理費(税込)	・光熱水費 1,100,000 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 600,000	1,700,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△1,736,000
合 計		24,015,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	介護予防普及強化、啓発活動に係る経費	154,000
合 計		154,000

## 2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,891,000	17,891,000	17,891,000	17,891,000	17,891,000
		生活支援体制 整備事業(b)					
		地域包括支援 センター運営 (c)	24,015,000	24,015,000	24,015,000	24,015,000	24,015,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)					
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	5,750,000	5,750,000	5,750,000	5,750,000	5,750,000
		居宅介護支援 事業	19,500,000	19,500,000	19,500,000	19,500,000	19,500,000
		通所系サービ ス事業	91,500,000	91,500,000	91,500,000	91,500,000	91,500,000
	その他収入	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000	
	収入合計(A)						
内 訳	人件費	126,700,000	127,450,000	128,200,000	128,950,000	129,700,000	
	事業費	9,910,000	9,910,000	9,910,000	9,910,000	9,910,000	
	事務費	6,370,000	6,370,000	6,370,000	6,370,000	6,370,000	
	管理費	17,480,000	17,480,000	17,480,000	17,480,000	17,480,000	
	消費税等	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	
	その他	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	
支出合計(B)		161,930,000	162,680,000	163,430,000	164,180,000	164,930,000	
収支(A-B)							



## 団体の概要

(令和 2年 2月 17日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん かながわけんきょうさいかい) 社会福祉法人 神奈川県匡済会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒245-0016 横浜市泉区和泉町6181番2 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)			
設立年月日	大正7年10月11日			
沿革	<p>第一次世界大戦(1914~1918)を通じ急激な産業化の進展等で社会のひずみが増大し、全国各地に米騒動が勃発した。こうした米騒動を契機に、横浜の財界人が中心となって寄付金を集め、それを資金として「富める者(資産があり、地位の高い者)には、それに伴う社会的な責任と公共的義務がある」との崇高な理念のもと、当時の世相における市民の貧困救済を目的として、大正7年本法人は設立となった。</p> <p>大正7年10月11日 県知事を会長とする「神奈川県救済協会」として創立</p> <p>大正8年12月10日 内容充実に向け定款変更と「社団法人神奈川県匡済会」へ改称</p> <p>昭和3年2月8日 半官半民組織を民間組織へ改編(民間初代理事長 原富太郎(三溪))。</p> <p>昭和27年5月2日「社会福祉法人 神奈川県匡済会」へ改組し現在に至る</p>			
事業内容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」の受託経営             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入所者自立支援事業 ②アウトリーチ事業</li> </ul> </li> <li>2. 中区寿地区生活支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕事チャレンジ講座(生活・社会・技能習得訓練)受託経営</li> <li>② 寿でい ふれあいの広場(法人地域貢献自主事業)</li> </ul> </li> <li>3. 保育所の経営             <ul style="list-style-type: none"> <li>①寿福祉センター保育所 ②新山下二丁目保育所 ③大倉山保育園</li> </ul> </li> <li>4. 老人福祉施設の経営             <ul style="list-style-type: none"> <li>①養護老人ホーム白寿荘 ②特別養護老人ホーム白寿荘 ③養護老人ホーム野庭風の丘こども食堂(法人自主事業)</li> </ul> </li> <li>5. 横浜市地域ケアプラザの受託経営             <ul style="list-style-type: none"> <li>①横浜市十日市場地域ケアプラザ ②横浜市踊場地域ケアプラザ</li> </ul> </li> <li>6. 老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘の受託経営</li> <li>7. 救護施設横浜市浦舟園の受託経営                      生活困窮者就労訓練事業(法人自主事業)</li> </ol>			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	2,552,148,525	2,704,618,703	2,873,642,396
	総支出	2,386,757,272	2,545,901,768	2,840,573,186
	当期収支差額	165,391,253	158,716,935	33,069,210
	次期繰越収支差額	858,546,202	934,974,873	1,092,484,912
連絡担当者	【所属】 ██████████ 【氏名】 ██████████ 【電話】045-985-6321【FAX】045-985-6325【E-mail】 ██████████			
特記事項	なし			